

原子力損害賠償紛争解決センター申立第1号事件和解案に対する
東京電力の回答に関する会長談話

平成24年1月26日、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）は、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「紛争解決センター」という。）に申し立てられた第1号事件における、紛争解決センター仲介委員が示した和解案について、回答した。

仲介委員が示した和解案の概要は、東京電力が従前認めていなかった不動産等財物価値の減少等について、現時点で一定額の賠償を促し、今後損害額が確定した場合には、その段階で既払金と清算すること、避難生活に伴う慰謝料については、個別的事情を考慮して一定額を増額すること、仮払金との精算は後日損害額の全額が確定した際に最終清算すべきこと等であり、これらは、一定程度評価できるものであった。

しかしながら、東京電力は、不動産等財物価値の喪失分について提示された金額の支払いを受け入れたものの、この点について将来的な追加賠償の余地を奪う「清算条項」の追加を条件とするとともに、避難生活に伴う慰謝料の増額や、仮払金の現段階での精算は「中間指針の趣旨及び東京電力が既に実施している本賠償の実務への影響が甚大である」ことからいずれも拒絶していた。

その後、2月9日の紛争解決センター口頭審理期日において、東京電力は、清算条項の追加については事実上撤回したものの、避難生活に伴う慰謝料の増額や仮払金の現段階での清算については拒絶し続けている。

東京電力が主張する「既に実施している本賠償の実務」とは、加害者である東京電力が自らの策定した賠償基準と手続に従い、多くの被災者が当面の困窮からこれを受け入れざるを得ない状況下で進められてきたものであり、このような既成事実を盾にとって「実務への影響」が甚大であるから和解仲介案を受け入れられないというのは、既に合意書を返送した被災者を自社の主張の道具に使うもので全くの論外である。

また、「中間指針の趣旨」を主張の根拠としている点についても、中間指針には「迅速な救済が必要な被害者の現状にかんがみれば、例えば、ある損害につき賠償額の全額が最終的に確定する前であっても、継続して発生する損害について一定期間毎に賠償額を特定して支払いをしたり、請求金額の一部の支払いをしたりするなど、東京電力株式会社には合理的かつ柔軟な対応が求められる。」と明記されているのであり、中間指針の趣旨を自社に都合良く歪曲しているものといわざるを得ない。

そもそも東京電力は、平成23年10月28日、国から公的資金の援助を受ける条件として、「被害者の方々への5つのお約束」を公表し、その中で「きめ細やかな賠償のお支払い」「和解仲介案の尊重」等を約束している。

しかしながら、「本賠償の実務への影響」を理由にきめ細やかな賠償の支払いを拒絶し、和解仲介案も骨抜きにするという東京電力の本和解案への回答は、これらの約束をいずれも反故にするものであり、到底是認できるものではない。

群馬県内では、本年2月1日現在、2030名の避難者が生活しているとともに、県内事業者等も多大な被害を被っており、紛争解決センターへの申立ても今後さらに増加するものと思われる。

群馬弁護士会は、東京電力に対し、避難者や事業者等、今回の事故で被害を被っている

全ての方々が迅速かつ適正な賠償を受けられるよう、紛争解決センターの本和解案を受諾することを求めるとともに、関係諸機関に対しても、東京電力に厳しく監督・指導するよう強く求めるものである。

以上

平成24年2月20日
群馬弁護士会
会長 小渕 喜代治